

堺市公報 第303号	令和6年3月8日発行
堺市公報	発行
	堺市（総務局行政部法制文書課） 堺市堺区南瓦町3番1号

目 次

頁

<告示>

○住居表示の街区の区域の変更について 【市民人権局市民生活部戸籍住民課】	3
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく医療機関の指定について 【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	7
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく医療機関の廃止について 【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	8
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく医療機関の休止について 【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	9
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく医療機関の所在地変更について 【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	9
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく介護機関の指定について 【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	10
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく介護機関の廃止について 【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	11

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく介護機関の休止について	
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	12
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく介護機関の所在地変更について	
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	13
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく施術機関の指定について	
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	14
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく施術機関の廃止について	
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	14
○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定について	
【健康福祉局長寿社会部介護事業者課】	15
○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定について	
【健康福祉局長寿社会部介護事業者課】	16
○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定について	
【健康福祉局長寿社会部介護事業者課】	17
○介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業者の指定について	
【健康福祉局長寿社会部介護事業者課】	18
○道路法に基づく市道の区域変更及び供用開始について	
【建設局土木部路政課】	18
<公告>	
○都市公園の設置に係る公告の縦覧について	
【建設局公園緑地部公園監理課】	21
○都市公園の設置に係る公告の縦覧について	
【建設局公園緑地部公園監理課】	24
○堺市大和川下流西部流域関連公共下水道事業計画の変更に係る関係図書の縦覧について	
【上下水道局下水道管路部下水道事業調整課】	27
○堺市南大阪湾岸北部流域関連公共下水道事業計画の変更に係る関係図書の縦覧について	

【上下水道局下水道管路部下水道事業調整課】	28
＜上下水道局公告＞	
○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受け る調達契約に係る落札者等について	
【上下水道局サービス推進部事業サポート課】	29
○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受け る調達契約に係る落札者等について	
【上下水道局サービス推進部事業サポート課】	30
○堺市指定給水装置工事事業者規程に基づく指定給水装置工事事業者の廃止につい て	
【上下水道局サービス推進部給排水設備課】	31
＜選挙管理委員会規程＞	
○堺市選挙関係事務執行規程の一部を改正する規程	
【選挙管理委員会事務局】	31

告 示

堺市告示第77号

堺市住居表示条例（昭和39年条例第23号）第2条の規定により、街区の区域の変更
について、次のとおり告示する。

令和6年3月8日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 区名及び町名
東区日置荘西町四丁
- 2 実施期日
令和6年3月15日
- 3 変更内容
住居表示街区変更調書のとおり

住居表示街区変更調書

区名及び町名	街区符号	内容	備考
東区日置荘西町四丁	1	街区の区域の変更	別図1 変更前及び 別図2 変更後参照
東区日置荘西町四丁	2	街区の区域の変更	

堺市告示第78号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり医療機関を指定したので、生活保護法第55条の3第1号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和6年3月8日

堺市長 永藤英機

1 診療所

名称	所在地	指定年月日
けい耳鼻咽喉科	堺市南区庭代台2-8-1	令和6年2月1日
医療法人純輝会 松村クリニック	堺市東区日置荘西町2-4-21	令和6年1月1日

2 歯科

名称	所在地	指定年月日
なかもず駅前おく歯科クリニック	堺市北区中百舌鳥町5-21	令和6年2月1日

3 薬局

名称	所在地	指定年月日
ココラファイン薬局 コープ野々井店	堺市南区野々井684-5 コープ野々井2F	令和6年2月1日
戎薬局 北野田店	堺市東区大美野3-8	令和6年1月1日
堺市中区調剤薬局 深井沢町店	堺市中区深井沢町3265 ミラージュ昌栄ビル1F	令和6年2月1日
だるま薬局	堺市堺区少林寺町東2-1-26	令和6年1月1日

4 訪問看護

名称	所在地	指定年月日
LYKKEかんど	堺市南区城山台1-2-3	令和6年1月1日
GR訪問看護	堺市中区土師町4-25-9	令和6年2月1日

堺市告示第79号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定医療機関の廃止について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和6年3月8日

堺市長 永藤英機

1 診療所

名称	所在地	廃止年月日
松村内科クリニック	堺市東区日置荘西町2-4-21	令和5年12月31日
くみのき苑ゆらら診療所	堺市東区南野田454-2	令和3年11月1日

2 薬局

名称	所在地	廃止年月日
あかり薬局 大美野店	堺市東区大美野3-8	令和5年12月31日
栄泰橋薬局	堺市堺区永代町1-1-21 1F	令和5年12月31日
だるま薬局	堺市堺区少林寺町東2-1-26	令和5年12月31日

3 訪問看護

名称	所在地	廃止年月日
訪問看護ステーションR ESOLAS	堺市西区浜寺諏訪森町東3-358 諏 訪森東ハイツ202号	令和2年5月31日

堺市告示第80号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定医療機関の休止について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和6年3月8日

堺市長 永藤英機

1 診療所

名称	所在地	休止年月日
原田眼科医院	堺市中区深井沢町3281 中村ビル1 階	令和5年12月31日

堺市告示第81号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定医療機関の所在地の変更について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和6年3月8日

堺市長 永 藤 英 機

1 訪問看護

名称	変更前の所在地	変更後の所在地	変更年月日
LYKKE かんご	堺市南区城山台1-2-3	堺市南区御池台3-1-4	令和6年1月1日

堺市告示第82号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり介護機関を指定したので、生活保護法第55条の3第1号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和6年3月8日

堺市長 永 藤 英 機

事業の種類	事業所名称	所在地	指定年月日
介護予防居宅療養管理指導	医療法人 朝山医院	堺市中区深井沢町3401 エスト深井101号	令和5年11月1日
居宅療養管理指導	医療法人 朝山医院	堺市中区深井沢町3401 エスト深井101号	令和5年11月1日
介護予防通所リハビリテーション	医療法人 朝山医院	堺市中区深井沢町3401 エスト深井101号	令和5年11月1日
通所リハビリテーション	医療法人 朝山医院	堺市中区深井沢町3401 エスト深井101号	令和5年11月1日
介護予防訪問リハ	医療法人 朝山医院	堺市中区深井沢町3401	令和5年11月1日

ビリテーション		エスト深井101号	
訪問リハビリテーション	医療法人 朝山医院	堺市中区深井沢町3401 エスト深井101号	令和5年11月1日
介護予防訪問看護	医療法人 朝山医院	堺市中区深井沢町3401 エスト深井101号	令和5年11月1日
訪問看護	医療法人 朝山医院	堺市中区深井沢町3401 エスト深井101号	令和5年11月1日

堺市告示第83号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定介護機関の廃止について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和6年3月8日

堺市長 永藤英機

事業の種類	事業所名称	所在地	廃止年月日
居宅介護支援	医療法人杏和会 阪南病院	堺市中区八田南之町277	平成26年10月15日
居宅療養管理指導	朝山医院	堺市中区深井沢町3401 エスト深井101号	平成23年6月30日
訪問リハビリテーション	朝山医院	堺市中区深井沢町3401 エスト深井101号	平成23年6月30日
訪問看護	朝山医院	堺市中区深井沢町3401 エスト深井101号	平成23年6月30日
居宅療養管理指導	松村内科クリニック	堺市東区日置荘西町2	令和5年12月31日

		－4－21	
訪問リハビリテーション	松村内科クリニック	堺市東区日置荘西町2 －4－21	令和5年12月31日
訪問看護	松村内科クリニック	堺市東区日置荘西町2 －4－21	令和5年12月31日
介護予防居宅療養管理指導	くみのき苑ゆらら診療所	堺市東区南野田454－2	令和3年11月1日
居宅療養管理指導	くみのき苑ゆらら診療所	堺市東区南野田454－2	令和3年11月1日
介護予防居宅療養管理指導	だるま薬局	堺市堺区少林寺町東2 －1－26	令和5年12月31日
居宅療養管理指導	だるま薬局	堺市堺区少林寺町東2 －1－26	令和5年12月31日
介護予防訪問入浴介護	訪問入浴きらら	堺市中区深井清水町360 1－106	令和6年1月31日
訪問入浴介護	訪問入浴きらら	堺市中区深井清水町360 1－106	令和6年1月31日

~~~~~

堺市告示第84号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定介護機関の休止について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和6年3月8日

堺市長 永藤英機

| 事業の種類       | 事業所名称              | 所在地                    | 休止年月日      |
|-------------|--------------------|------------------------|------------|
| 居宅療養管理指導    | 医療法人禎祥会 原<br>田眼科医院 | 堺市中区深井沢町3281<br>中村ビル1階 | 令和5年12月31日 |
| 訪問リハビリテーション | 医療法人禎祥会 原<br>田眼科医院 | 堺市中区深井沢町3281<br>中村ビル1階 | 令和5年12月31日 |
| 訪問看護        | 医療法人禎祥会 原<br>田眼科医院 | 堺市中区深井沢町3281<br>中村ビル1階 | 令和5年12月31日 |

堺市告示第85号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定介護機関の所在地の変更について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和6年3月8日

堺市長 永藤英機

| 事業の種類        | 名称                   | 変更前の所在地         | 変更後の所在地      | 変更年月日    |
|--------------|----------------------|-----------------|--------------|----------|
| 介護予防福祉用具貸与   | 株式会社ゴトウ・アズ・プランニング 堺店 | 堺市堺区緑ヶ丘南町2-2-20 | 堺市中区深井北町3107 | 令和6年1月1日 |
| 福祉用具貸与       | 株式会社ゴトウ・アズ・プランニング 堺店 | 堺市堺区緑ヶ丘南町2-2-20 | 堺市中区深井北町3107 | 令和6年1月1日 |
| 特定介護予防福祉用具販売 | 株式会社ゴトウ・アズ・プランニング 堺店 | 堺市堺区緑ヶ丘南町2-2-20 | 堺市中区深井北町3107 | 令和6年1月1日 |

|              |                              |                     |                  |              |
|--------------|------------------------------|---------------------|------------------|--------------|
| 特定福祉用具<br>販売 | 株式会社ゴト<br>ウ・アズ・プラ<br>ンニング 堺店 | 堺市堺区緑ヶ丘南<br>町2-2-20 | 堺市中区深井北町3<br>107 | 令和6年1月<br>1日 |
|--------------|------------------------------|---------------------|------------------|--------------|

堺市告示第86号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり施術機関を指定したので、生活保護法第55条の3第1号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和6年3月8日

堺市長 永 藤 英 機

1 はり・きゅう

| 施術者   | 施術所名          | 所在地                                   | 指定年月日    |
|-------|---------------|---------------------------------------|----------|
| 浅井 佑亮 | ここね治療院<br>南大阪 | 泉佐野市羽倉崎上町1-3<br>-11 第1マンション2階<br>13号室 | 令和6年2月1日 |

堺市告示第87号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定施術機関の廃止について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和6年3月8日

堺市長 永 藤 英 機

1 あんま・マッサージ

| 施術者   | 施術所名                    | 所在地                  | 廃止年月日      |
|-------|-------------------------|----------------------|------------|
| 岩井 拓馬 | D o N鍼灸院                | 堺市中区土師町5-1-5         | 令和5年12月22日 |
| 秋山 颯太 | さざん訪問鍼灸<br>マッサージ和泉<br>院 | 和泉市府中町6-14-6-6<br>03 | 令和6年1月31日  |
| 中村 数行 | さざん訪問鍼灸<br>マッサージ和泉<br>院 | 和泉市府中町6-14-6-6<br>03 | 令和6年1月31日  |

2 はり・きゅう

| 施術者   | 施術所名                    | 所在地                  | 廃止年月日      |
|-------|-------------------------|----------------------|------------|
| 岩井 拓馬 | D o N鍼灸院                | 堺市中区土師町5-1-5         | 令和5年12月22日 |
| 中村 数行 | さざん訪問鍼灸<br>マッサージ和泉<br>院 | 和泉市府中町6-14-6-6<br>03 | 令和6年1月31日  |

3 柔道整復

| 施術者   | 施術所名             | 所在地          | 廃止年月日      |
|-------|------------------|--------------|------------|
| 谷口 雄亮 | たなか鍼灸整骨<br>院 泉ヶ丘 | 堺市南区三原台1-2-3 | 令和5年11月30日 |

堺市告示第88号

介護保険法（平成9年法律第123号）第79条第1項の規定に基づき、次の事業者を同法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者として指定したので、同法第85条第1号の規定により告示する。

令和6年3月8日

堺市長 永 藤 英 機

|            |                   |
|------------|-------------------|
| 介護保険事業所番号  | 2776004463        |
| 事業所名称      | ことりケアプランセンター      |
| 事業所所在地     | 堺市堺区柏木町一丁1番32号    |
| 指定の申請者     | 合同会社かのな           |
| 主たる事務所の所在地 | 大阪府堺市堺区柏木町一丁1番32号 |
| 代表者名       | 橋本愛子              |
| 指定年月日      | 令和6年2月1日          |
| サービスの種類    | 居宅介護支援            |

## 堺市告示第89号

介護保険法（平成9年法律第123号）第70条第1項の規定に基づき、次の事業者を同法第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者として指定したので、同法第78条第1号の規定により告示する。

令和6年3月8日

堺市長 永 藤 英 機

|            |                   |
|------------|-------------------|
| 介護保険事業所番号  | 2766190587        |
| 事業所名称      | G R 訪問看護          |
| 事業所所在地     | 堺市中区土師町4丁25-9     |
| 指定の申請者     | 株式会社G R           |
| 主たる事務所の所在地 | 大阪府堺市中区土師町四丁7番16号 |



|         |          |
|---------|----------|
| 代表者名    | 小寺百合香    |
| 指定年月日   | 令和6年2月1日 |
| サービスの種類 | 訪問看護     |

|            |                     |
|------------|---------------------|
| 介護保険事業所番号  | 2776303576          |
| 事業所名称      | デイサービスセンターうへのしば     |
| 事業所所在地     | 堺市西区上野芝向ヶ丘町4丁24番30号 |
| 指定の申請者     | 医療法人大泉会             |
| 主たる事務所の所在地 | 大阪府堺市西区北条町一丁2番31号   |
| 代表者名       | 佐々木徳之               |
| 指定年月日      | 令和6年2月1日            |
| サービスの種類    | 通所介護                |

堺市告示第90号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の2第1項の規定に基づき、次の事業者を同法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者として指定したので、同法第115条の10第1号の規定により告示する。

令和6年3月8日

堺市長 永藤英機

|            |                   |
|------------|-------------------|
| 介護保険事業所番号  | 2766190587        |
| 事業所名称      | GR訪問看護            |
| 事業所所在地     | 堺市中区土師町4丁25-9     |
| 指定の申請者     | 株式会社GR            |
| 主たる事務所の所在地 | 大阪府堺市中区土師町四丁7番16号 |

|         |          |
|---------|----------|
| 代表者名    | 小寺百合香    |
| 指定年月日   | 令和6年2月1日 |
| サービスの種類 | 介護予防訪問看護 |

## 堺市告示第91号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2第1項の規定に基づき、次の事業者を同法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者として指定したので、同法第78条の11第1号の規定により告示する。

令和6年3月8日

堺市長 永 藤 英 機

|            |                        |
|------------|------------------------|
| 介護保険事業所番号  | 2796400295             |
| 事業所名称      | LYKKEデイ                |
| 事業所所在地     | 堺市南区御池台3-1-4           |
| 指定の申請者     | 株式会社LYKKE              |
| 主たる事務所の所在地 | 大阪府堺市堺区北三国ヶ丘町一丁2番11-4号 |
| 代表者名       | 梶原崇志                   |
| 指定年月日      | 令和6年2月1日               |
| サービスの種類    | 地域密着型通所介護              |

## 堺市告示第92号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、道路の区域を次のように変更して、告示の日から供用を開始する。

その関係図面は、堺市建設局土木部路政課において、告示の日から14日間、一般の縦

覧に供する。

令和6年3月8日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名 別紙調書のとおり
- 3 敷地の幅員及びその延長 別紙調書のとおり
- 4 供用開始の区間 別紙調書のとおり

別紙

道路区域変更調書

| 路線名        | から<br>区間<br>まで      | 旧<br>新 | 敷地の  |      | 備考    |
|------------|---------------------|--------|------|------|-------|
|            |                     |        | 幅員m  | 延長m  |       |
| 上野芝向ヶ丘47号線 | 西区上野芝向ヶ丘町1丁896番38地先 | 旧      | 5.52 | 7.94 | ウ0132 |
|            |                     |        | 5.79 |      |       |
|            | 西区上野芝向ヶ丘町1丁896番38地先 | 新      | 6.14 | 7.94 |       |
|            |                     |        | 6.4  |      |       |

## 公 告

堺市公告第172号

都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条の2の規定に基づき、都市公園の設置について、次のとおり公告する。

令和6年3月8日

堺市長 永 藤 英 機

### 1 公園の名称及び位置

| 番号 | 名 称          | 位 置                |
|----|--------------|--------------------|
| 1  | 浜寺船尾町西やすらぎ広場 | 堺市西区浜寺船尾町西3丁356番47 |

### 2 区域

別紙のとおり

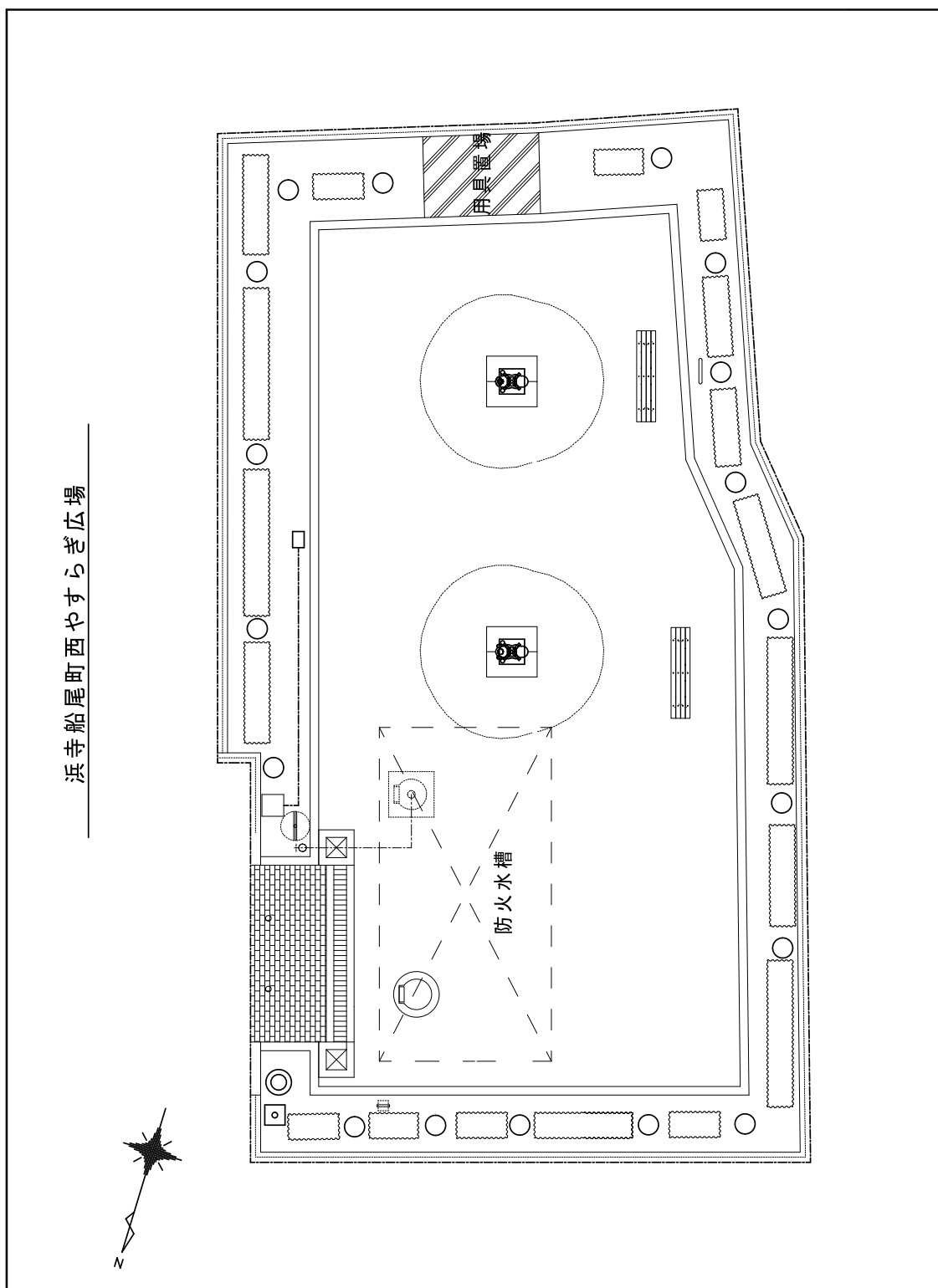
詳細については、堺市建設局公園緑地部公園監理課において公告の日から7日間一般の縦覧に供する。

### 3 供用開始の日

令和6年3月8日

別紙





堺市公告第173号

都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条の2の規定に基づき、都市公園の設置について、次のとおり公告する。

令和6年3月8日

堺市長 永 藤 英 機

1 公園の名称及び位置

| 番号 | 名 称          | 位 置               |
|----|--------------|-------------------|
| 1  | 浜寺船尾町西すこやか広場 | 堺市西区浜寺船尾町西2丁79番44 |

2 区域

別紙のとおり

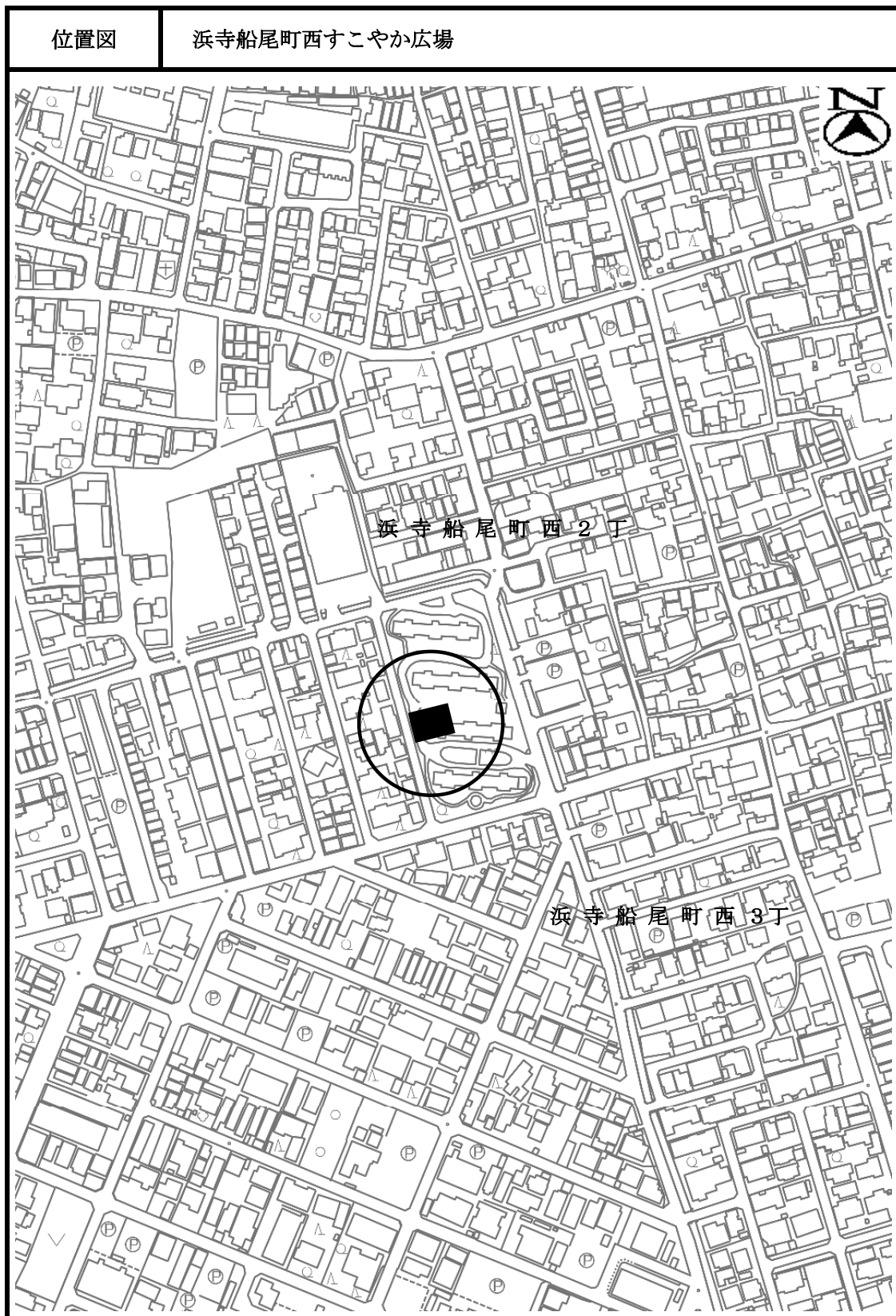
詳細については、堺市建設局公園緑地部公園監理課において公告の日から7日間一般の縦覧に供する。

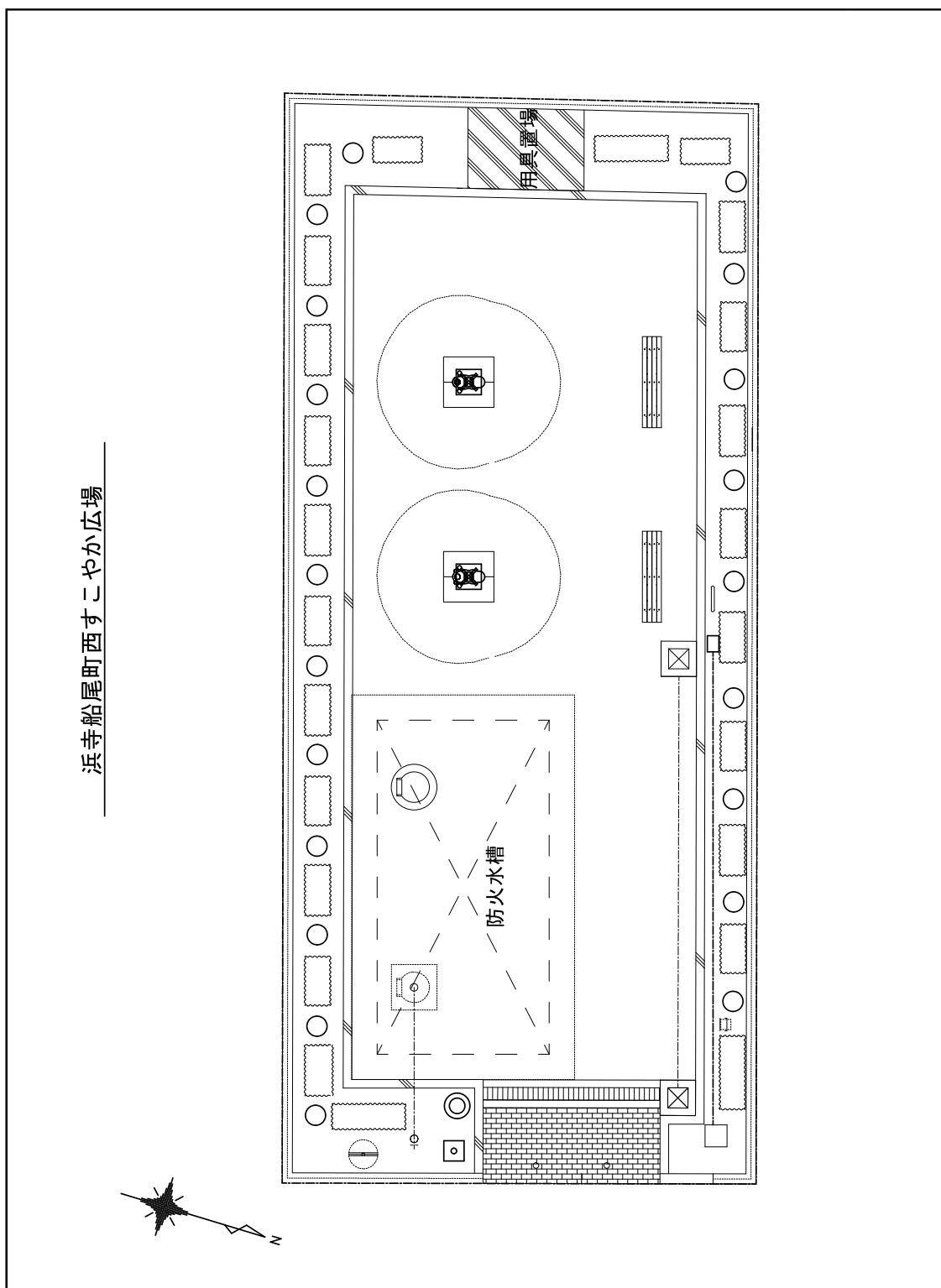
3 供用開始の日

令和6年3月8日



別紙





堺市公告第174号

下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第6項において準用する同条第1項の規定に基づき、堺市大和川下流西部流域関連公共下水道事業計画を変更するので、下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第3条の規定により、次のとおり公告し、その関係図書を堺市上下水道局において当該公告の日の翌日から7日間公衆の縦覧に供する。

なお、事業計画の変更について利害関係を有する者は、縦覧期間内に限り、堺市長に意見を申し出ることができる。

令和6年3月8日

堺市長 永 藤 英 機

1 予定処理区域の変更

今池処理区において、新たに汚水の発生が見込まれるため、予定処理区域の拡大変更を行う。

|             | 既計画      | 今回計画     | 増減   |
|-------------|----------|----------|------|
| 処理区域面積 (ha) | 3,072.50 | 3,076.02 | 3.58 |

2 処理分区界の変更

現況の土地利用形態に伴う処理分区界を変更する。

3 下水道法改正に伴う様式等の修正

- (1) 「（様式1）施設の設置に関する方針」に耐水化及び耐震化の項目を追加する。
- (2) 下水道法施行規則（昭和42年建設省令第37号）第4条に関する（様式第3）の帳票追加に伴い帳票番号を変更する。

4 事業期間の延伸

事業の進捗状況を考慮し、工事完了の予定年度を令和5年度から令和6年度に延伸する。

5 縦覧場所

堺市上下水道局本庁舎2階 下水道事業調整課  
 所在地 堺市北区百舌鳥梅北町一丁39番地2  
 連絡先 072-250-5107

## 6 縦覧期間

令和6年3月9日から同月15日まで  
(午前9時から午後5時30分まで)



## 堺市公告第175号

下水道法(昭和33年法律第79号)第4条第6項において準用する同条第1項の規定に基づき、堺市南大阪湾岸北部流域関連公共下水道事業計画を変更するので、下水道法施行令(昭和34年政令第147号)第3条の規定により、次のとおり公告し、その関係図書を堺市上下水道局において当該公告の日の翌日から7日間公衆の縦覧に供する。

なお、事業計画の変更について利害関係を有する者は、縦覧期間内に限り、堺市長に意見を申し出ることができる。

令和6年3月8日

堺市長 永 藤 英 機

## 1 処理分区界の変更

現況の土地利用形態に伴う処理分区界を変更する。

## 2 下水道法改正に伴う様式等の変更

- (1) 「(様式1)施設の設置に関する方針」に耐水化及び耐震化の項目を追加する。
- (2) 下水道法施行規則(昭和42年建設省令第37号)第4条に関する(様式第3)の帳票追加に伴い帳票番号を変更する。

## 3 縦覧場所

堺市上下水道局本庁舎2階 下水道事業調整課  
所在地 堺市北区百舌鳥梅北町一丁39番地2  
連絡先 072-250-5107

## 4 縦覧期間

令和6年3月9日から同月15日まで  
(午前9時から午後5時30分まで)

## 上下水道局公告

堺市上下水道局公告第47号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市上下水道局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成18年上下水道局管理規程第12号）第2条の規定により準用する堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成18年規則第18号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和6年3月8日

堺市上下水道事業管理者 森 功 一

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量  
浜寺下水ポンプ場No. 1～3沈砂池設備ほか更新工事 1式
- 2 契約に関する事務を担当する局部課等の名称及び所在地  
上下水道局サービス推進部事業サポート課  
堺市北区百舌鳥梅北町1丁39番地2
- 3 落札者を決定した日  
令和6年2月5日
- 4 落札者の氏名及び住所  
メタウォーター・味起央建設工事共同企業体  
代表構成員 メタウォーター株式会社 関西営業部 部長 田沼 剛  
大阪府大阪市北区小松原町2番4号 大阪富国生命ビル  
他の構成員 株式会社味起央 代表取締役 池田 利子  
大阪府堺市北区南花田町36番地1
- 5 落札金額  
¥3,015,100,000-（取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む。）

6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札

7 一般競争入札の公告を行った日  
令和5年11月1日

~~~~~

堺市上下水道局公告第48号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市上下水道局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成18年上下水道局管理規程第12号）第2条の規定により準用する堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成18年規則第18号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和6年3月8日

堺市上下水道事業管理者 森 功 一

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
 三宝水再生センター高段ポンプ棟N o. 3～6 沈砂池設備更新工事 1式
- 2 契約に関する事務を担当する局部課等の名称及び所在地
 上下水道局サービス推進部事業サポート課
 堺市北区百舌鳥梅北町1丁39番地2
- 3 落札者を決定した日
 令和6年2月13日
- 4 落札者の氏名及び住所
 前澤・味起央建設工事共同企業体
 代表構成員 前澤工業株式会社 大阪支店 支店長 渡邊 芳久
 大阪府大阪市淀川区宮原3丁目5-24
 他の構成員 株式会社味起央 代表取締役 池田 利子
 大阪府堺市北区南花田町36番地1

- 5 落札金額
¥3,087,700,000—（取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日
令和5年12月1日

堺市上下水道局公告第49号

堺市指定給水装置工事事業者から指定給水装置工事事業者廃止届出書が提出されたので、堺市指定給水装置工事事業者規程（平成10年水道局管理規程第6号）第7条第3号の規定により、次のとおり公告する。

令和6年3月8日

堺市上下水道事業管理者 森 功 一

指 定 番 号	第1319号
廃 止 年 月 日	令和5年12月31日
事 業 者 の 名 称	株式会社KNエンジニアリング
事 業 者 の 住 所	大阪市住吉区长居2丁目6番10号
代 表 者 の 職 氏 名	代表取締役 野阪 朱子
事 業 所 の 名 称	株式会社KNエンジニアリング
事 業 所 の 所 在 地	大阪市住吉区长居2丁目6番10号

選挙管理委員会規程

堺市選挙関係事務執行規程の一部を改正する規程を公布する。

令和6年3月8日

堺市選挙管理委員会

委員長 中 井 國 芳

堺市選挙管理委員会規程第1号

堺市選挙関係事務執行規程の一部を改正する規程

堺市選挙関係事務執行規程（平成20年選挙管理委員会規程第4号）の一部を次のように改正する。

第14条に次の1項を加える。

- 4 市委員会は、第2項の規定により定めた区画の数に不足が生じるときは、直ちに同項の区画の数を変更するものとする。この場合において、市委員会は、やむを得ない事情があるときは、第1項及び前項の規定にかかわらず、別に様式及び番号を付する方法を定めることができる。

第30条中「又は」を「、」に改める。

第50条第2項中「及び専ら手話通訳のために使用される者」を「、専ら手話通訳のために使用する者及び専ら要約筆記(法第197条の2第2項に規定する要約筆記をいう。)のために使用する者」に改める。

様式第10号の注書2中「本人確書類」を「本人確認書類」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の際、この規程による改正前の堺市選挙関係事務執行規程の様式に関する規定により作成され、現に保管されている帳票については、当分の間、この規程による改正後の堺市選挙関係事務執行規程の様式に関する規定による帳票とみなして使用することができる。